川崎市都市計画提案検討委員会設置要領

(目的及び設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条の2第3項又は都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第37条第2項に基づく都市計画の提案(以下「計画提案」という。)が行われた場合に、当該計画提案に関する課題を整理し、都市計画の決定若しくは変更を行うか、又は決定若しくは変更をする必要がないかの基本的な方針を定めるため、川崎市都市計画提案検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会の委員は、当該計画提案に関係する各所属の課長職にある者を 充てることとし、その都度定める。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、当該計画提案の審議が終了するときまでとする。

(委員長)

- 第4条 委員会に委員長を置き、都市計画課長をもって充てる。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を 代理する。

(会議)

- 第5条 委員会は委員長が招集し、委員長はその会議の議長となる。
- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、 議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、計画部都市計画課において処理する。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成15年8月8日から施行する。